

宇都宮市中央卸売市場の業務の運営に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市中央卸売市場業務条例（昭和49年条例第57号。以下「条例」という。）及び宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和50年規則第42号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則の例による。

(せり開始時刻の周知)

第3条 取扱品目ごとのせり開始時刻は、電鈴、サイレン、オルゴール又は振鈴をもって知らせるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者の責務)

第4条 卸売業者は、仲卸業者と連携しながら、市場における卸売の業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の集荷、流通経費の節減及び品質管理の徹底に努め、公正な取引を推進しなければならない。

(許可の基準)

第5条 条例第7条第3項第3号の資力及び信用は、次の各号のいずれにも該当することを基準とする。

- (1) 代表者が役員のうちから選出されたものであること。
- (2) 純資産額が、次の表の左欄に掲げる当該事業年度の開始日前1年間の卸売金額（条例第7条第1項の許可を受けて1年を経過しない者については、規則第3条第2項第3号に規定する事業計画書に記載した最初の事業年度の開始日以後1年間の卸売の予定金額）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる純資産基準額を下回っていないこと。

卸売金額	純資産基準額
50億円未満	3,000万円
50億円以上100億円未満	6,600万円
100億円以上200億円未満	1億5,000万円
200億円以上300億円未満	2億7,000万円
300億円以上400億円未満	3億6,000万円
400億円以上500億円未満	4億5,000万円

- (3) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる市区町村税の滞納がないこと。

ア 申請者が宇都宮市に所在するものである場合 宇都宮市の市税

イ 申請者がア以外のものである場合 市区町村税

(4) 精算代払いに關し、宇都宮市中央卸売市場青果精算株式会社又は宇都宮水產物精算株式会社との協議が調っていること。

(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条第2項第8号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請日前30日以内に交付を受けた法人市区町村税の納税証明書

(許可取消しの場合における資力及び信用を有しなくなったと認める基準)

第7条 条例第42条第1項第1号の規定により許可を取り消す場合における条例第7条第3項第3号の資力及び信用を有しなくなったと認めるときは、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 第5条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 条例第13条に規定する事業報告書の提出をしないとき。

(事業年度)

第8条 卸売業者の事業年度は、4月から翌年3月までとする。

(帳簿の区分経理)

第9条 卸売業者は、市場における取引について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引とをそれぞれ勘定を設け、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って経理しなければならない。

2 前項の一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行は、次の各号のいずれかとする。

(1) 原則的な企業会計の基準

(2) 中小企業の会計に関する指針

(3) 中小企業の会計に関する基本要領

第10条 削除

第2節 仲卸業者

(仲卸業者の責務)

第11条 仲卸業者は、卸売業者と連携しながら、市場における仲卸しの業務を適正かつ健全に運営し、生鮮食料品等の公正妥当な評価、流通経費の節減及び品質管理の徹底に努め、公正な取引を推進しなければならない。

(許可の基準)

第12条 条例第14条第3項第3号の資力及び信用は、次の各号のいずれにも該当すること

を基準とする。

- (1) 代表者が役員のうちから選出されたものであること。
- (2) 資本金が 500 万円以上であること。
- (3) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる市区町村税の滞納がないこと。
 - ア 申請者が宇都宮市に所在するものである場合 宇都宮市の市税
 - イ 申請者がア以外のものである場合 市区町村税
- (4) 卸売業者又は卸売業者が別に契約する売渡代金精算業務受託者との間に売買代金支払等に関する契約を締結できる信用を有すること。

(申請書の添付書類)

第13条 規則第13条第2項条第7号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請日前30日以内に交付を受けた法人市区町村税の納税証明書

(許可取消しの場合における資力及び信用を有しなくなったと認める基準)

第14条 条例第42条第1項第2号の規定により許可を取り消す場合における条例第14条第3項第3号の資力及び信用を有しなくなったと認めるときは、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第12条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 条例第17条に規定する事業報告書の提出をしないとき。

(仲卸補助者)

第15条 市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸補助（仲卸業者の役員又は使用人のうち、仲卸業者を補助して卸売業者の行う卸売に参加することをいう。以下同じ。）を承認することができる。

2 仲卸業者は、前項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 仲卸補助の承認を受けようとする者の氏名

3 前項の申請書には、仲卸補助の承認を受けようとする者について次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 暴力団員等又は密接関係者でないことを誓約する書面
- (2) 市場に関する法令、条例、規則及びこれらに基づく要綱並びに指導等を遵守し、信義をもって誠実に取引を行う旨を誓約する書面

4 仲卸補助をする者（以下「仲卸補助者」という。）の数の最高限度は、18名とする。ただし、市長が経営及び取扱高実績等を勘案し必要と認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の承認をしたときは、仲卸補助者章を申請者に交付する。

6 仲卸補助者は、卸売に参加するときは、仲卸補助者章を着用しなければならない。

- 7 仲卸業者は、仲卸補助者章を、他人に貸与し、又は贈与してはならない。
- 8 仲卸業者は、その雇用する労働者の配置の変更その他の理由により仲卸補助者を変更する際は、仲卸補助者変更届出書及び第3項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- 9 仲卸業は、退職その他の理由により仲卸補助者でなくなった者があるときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出るとともに、その者の仲卸補助者章を市長に返還しなければならない。
- 10 仲卸業者は、仲卸補助者が仲卸補助者章を失し、又は損傷した場合には、直ちに、その旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、仲卸業者は、その実費を弁償しなければならない。

第3節 売買参加者 (売買参加の承認の基準)

第16条 条例第18条第3項第1号の資力及び信用は、次の各号のいずれにも該当することを基準とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であって、その営業に必要な許可等を受けているものであること。
 - ア 飲食店営業その他の調理業者
 - イ 食料品等販売業その他の販売業者
 - ウ そ う ざ い 製 造 業、魚介類加工業その他の製造業者
- (2) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる市区町村税の滞納がないこと。
 - ア 申請者が宇都宮市に住民票を有する個人又は所在する法人である場合　宇都宮市の市税
 - イ 申請者がア以外のものである場合　市区町村税
- (3) 卸売業者又は卸売業者が別に契約する売渡代金精算業務受託者との間に売買代金支払等に関する契約を締結できる信用を有すること。

(申請書の添付書類)

第17条 規則第19条第2項第1号オ及び第2号ウの市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者が法人である場合
 - ア 売買代金支払等に関する確認書
 - イ 当該法人のため常時売買に参加する者の写真（正面向き、上半身、脱帽、6か月以内に撮影されたもの）2枚
- (2) 申請者が個人である場合
 - ア 売買代金支払等に関する確認書
 - イ 写真（正面向き、上半身、脱帽、6か月以内に撮影されたもの）2枚

(承認取消しの場合における資力及び信用を有しなくなったと認める基準)

第18条 条例第19条の規定により承認を取り消す場合における条例第18条第3項第1号の資力及び信用を有しなくなったと認めるときは、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 第16条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 第21条の規定による現況届を提出しないとき。

(売買参加の資格の承継)

第19条 売買参加の資格について、譲渡し及び譲受け、相続その他の理由により承継をしようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の売買参加の資格の承継をしようとする者の承認申請等については、売買参加の例による。

(売買参加補助者)

第20条 市長は、売買参加者の効率的な取引を確保するため必要があると認めるときは、売買参加補助（売買参加者の役員又は使用人のうち、売買参加者を補助して卸売に参加することをいう。以下同じ。）を承認することができる。

2 売買参加者は、前項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び住所
- (2) 売買参加補助の承認を受けようとする者の氏名

3 前項の申請書には、承認を受けようとする売買参加補助者について次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 暴力団員等又は密接関係者でないことを誓約する書面
- (2) 写真（正面向き、上半身、脱帽、6か月以内に撮影されたもの）2枚

4 売買参加補助をする者（以下「売買参加補助者」という。）の数の最高限度は、5名とする。ただし、市長が経営及び取扱高実績等を勘案し必要と認めるときは、この限りでない。

5 市長は、第1項の承認をしたときは、売買参加補助者章を申請者に交付する。

6 売買参加補助者は、卸売に参加するときは、売買参加補助者章を着用しなければならない。

7 売買参加者は、売買参加補助者章を、他人に貸与し、又は贈与してはならない。

8 売買参加者は、その雇用する労働者の配置の変更その他の理由により売買参加補助者を変更する際は、売買参加補助者変更届出書及び第3項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

9 売買参加者は、退職その他の理由により売買参加補助者でなくなった者があるときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出るとともに、その者の売買参加補助者章を市長に返還しなければならない。

10 売買参加者は、売買参加補助者が売買参加補助者章を亡失し、又は損傷した場合には、直ちに、その旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。この場合において、売買参加者は、その実費を弁償しなければならない。

(臨時章の貸与)

第20条の2 市長は、売買参加者が前条の規定により新たな売買参加補助者章を再交付するまでの間、当該売買参加者に臨時章を貸与することができる。

- 2 臨時章を必要とする売買参加者は、臨時章借用申請書を市長に提出するものとする。
- 3 臨時章の仕様等は宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則第72条及び宇都宮市中央卸売市場の業務の運営に関する要綱第73条の様式を定める要領に定める様式第27号を準用するものとする。
- 4 売買参加者は、売買参加補助者章の再交付を受けたときは、直ちに臨時章を市長に返還しなければならない。
- 5 前項第1項から第4項までの規定は、規則第15条第3項及び規則第19条第5項並びに第15条第9項の場合についても準用する。

(売買参加者の現況届)

第21条 売買参加者は、4年毎に市長の定める期日までに、売買参加者（補助者）現況届を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日から1年以内に売買参加の承認を受けた者については、この限りでない。

第4節 関連事業者

(関連事業者の公募)

第22条 市長は、条例第20条第1項に定める関連事業者の使用許可をする場合には、公募の方法によるものとする。ただし、当該業務が高度の専門的知識及び技術を要する等の特別な理由がある場合は、他の方法によることができるものとする。

- 2 前項による場合には、開設者による書類審査及び必要に応じ面接を行い選考するものとする。

(関連事業者の業務の種類)

第23条 規則第21条第6号の市長が認める業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者、仲卸業者又は売買参加者の福利厚生等に関する業務
- (2) 情報通信業
- (3) 運輸業
- (4) 卸売・小売業
- (5) 金融・保険業
- (6) 物品賃貸業
- (7) 宿泊・飲食サービス業
- (8) 医療・福祉業
- (9) サービス業（経営コンサルタント・広告・技術サービス・生活関連サービス業など）

(許可の基準)

第24条 条例第20条第2項3号の資力及び信用は、次の各号のいずれにも該当することを基準とする。

- (1) その営業に必要な許可等を受けていること。
- (2) 次に掲げる区分に応じ、次に掲げる市区町村税の滞納がないこと。

ア 申請者が宇都宮市に住民票を有する個人又は所在する法人である場合 宇都宮市の市税

イ 申請者がア以外のものである場合 市区町村税

- (3) 第25条第1号から第5号までに掲げる添付書類の内容について、事業を的確に遂行するのに必要な資力及び信用があると認められる者であること。

2 前項第3号の審査に際しては、経営等に関する専門的な知識を有する機関等の意見を聞くことができる。

(申請書の添付書類)

第25条 規則第22条第2項第1号カ及び第2号エの市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) その営業に必要な許可等を受けていることを証する書類の写し
- (2) 申請日前30日以内に交付を受けた市区町村税又は法人市区町村税の納税証明書
- (3) 会社案内

(許可取消しの場合における資力及び信用を有しなくなったと認める基準)

第26条 条例第42条第1項第3号の規定により許可を取り消す場合における条例第20条第2項第3号の資力及び信用を有しなくなったと認めるときは、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときとする

- (1) 第24条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 条例第23条の規定による事業報告書の提出をしないとき。

第3章 売買取引及び決済の方法

(せり売の方法)

第27条 せり売は、せり売をしようとする生鮮食料品等について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始することができない。ただし、規格が統一され、数量がまとまっている荷口の生鮮食料品等で、市場の効率的な流通を確保するため卸売業者が必要と認めたときは、その定める方法によることができる。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落し人とする。
- 3 前項の呼上回数は、状況に応じこれを増減することができる。
- 4 せり人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によりせり

落し人を決定しなければならない。

- 5 せり人は、せり落し人が決定したときは、直ちに価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。
- 6 売買取引の呼値は、金額で呼称しなければならない。

(入札の方法)

第28条 入札は、卸売業者が入札しようとする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後入札に参加する者（以下「入札者」という。）に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 前条第2項ただし書、第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

(入札の無効)

第29条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が誰であるか確認し難いもの
 - (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なもの
 - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したもの
 - (4) 入札に際し不正又は不当な行為があったもの
 - (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの
- 2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札の際その理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに再入札に付さなければならない。

(異議の申立)

第30条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、直ちに、その旨を市長に申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(卸売業者の卸売の原則)

第31条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者に対して販売するよう努めなければならない。

(受託契約約款)

第32条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、又は変更したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- 2 受託契約約款には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項

- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項
- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
- (9) 委託手数料に関する事項
- (10) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (11) 仕切りに関する事項
- (12) その他重要な事項

(電磁的記録による販売原票の作成等)

第33条 規則第40条第1項の規定による電磁的記録による販売原票の作成は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 電子情報処理組織（卸売業者の使用に係る電子計算機と、販売原票を作成しようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、卸売場において売買取引後即時に行うものとする。ただし、当該電子情報処理組織が導入されていない卸売業者にあっては、卸売場で手書きした用紙を基に別途電子計算機に入力する方法によることを認めるものとする。
 - (2) 売買年月日、出荷者、品名、荷姿、等級、数量、単価、販売数量、買受人など必要な事項を記録すること。
 - (3) 一連番号を付すこと。一連番号を部課単位等により付するときは、記号又は数字を用いて、その区分を明確にすること。
 - (4) 入力年月日及び時刻を記録すること。
 - (5) 入力した内容を変更する場合には、その変更の内容、年月日及び時刻を記録すること。
 - (6) 上書きできない電磁的記録として保存すること。
 - (7) 1営業日分を単位として保存し、その営業日が識別できるようにファイル名等を付すこと。
- 2 電磁的記録により作成した販売原票（以下「電子原票」という。）の提出は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と電子原票を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によるものとする。
- 3 市長は、必要と認めるときは、電子原票を用紙に印字し、提出することを求めることがある。

(電子原票の訂正)

第34条 前条の規定により市長に提出した電子原票は、みだりに訂正等を行ってはならない。

2 前項の電子原票に明らかに誤りがあることを発見した場合は、卸売業者は、直ちに、訂正

した電子原票を市長に提出しなければならない。

3 前条第3項の規定は、訂正した電子原票の提出について準用する。

(電子原票等の管理)

第35条 卸売業者は、電子原票の責任者を定め、電子原票及び電子原票訂正票（以下「電子原票等」という。）を適切に管理しなければならない。

2 市長は、電子原票等の提出があったときは、電子原票管理簿又は電子原票訂正管理簿に必要事項を記載し、管理するものとする。

(電子原票等の検査)

第36条 市長は、提出された電子原票等について、隨時検査を行うものとする。

2 市長は、前項の検査の結果必要と認めたときは、卸売業者に対し関係書類等の提出を求めることができる。

(協議事項)

第37条 卸売業者は、電子原票の様式、作成方法、訂正方法、保存形式及び記録媒体等について事前に市長と協議しなければならない。これらを変更するときも同様とする。

(仲卸業者の買入れの原則)

第38条 仲卸業者は、市場においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場の卸売業者から買入れるよう努めなければならない。

(決済の方法に関する特約)

第39条 卸売業者は、決済の方法について委託者と特約を結ぶときは、書面をもって行うよう努めなければならない。

(委託手数料の率)

第40条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た金額とする。）の率その他の費用を定め、又は変更したときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 委託手数料の率は、次に掲げる取扱品目を対象として、それぞれに定めるものとする。

(1) 野菜及びその加工品（つけ物を除く。）

(2) 果実及びその加工品

(3) つけ物

(4) 鳥卵

(5) 生鮮水産物及びその加工品

3 卸売業者は、委託手数料の率を定め、又は変更したときは、卸売場又は主たる事務所の見

やすい場所に掲示する等により、委託者に周知するものとする。

- 4 市長は、委託手数料の率が委託者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるときその他その率が不適切であると認めるときは、卸売業者に対し、委託手数料の率の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を求めることができる。

(前渡金等の支出)

第41条 卸売業者は、取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し、前渡金等を支出することができる。

- 2 前項の前渡金等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者が、出荷者に対して行う売買仕切金の前渡金で、その決済が売買仕切金との相殺により行われるもの（以下「前渡金」という。）
- (2) 卸売業者が、出荷者に対して行う売買仕切金の支払を担保するため差し入れる保証金（以下「保証金」という。）
- (3) 卸売業者が、出荷者に対して出荷を誘引するために行う貸付金（以下「貸付金」という。）

(前渡金等の支出額の基準)

第42条 前渡金等の年間支出累計額は、卸売業者ごとに、その前年度の卸売金額（消費税を含む。以下同じ。）の100分の15以内を基準とする。

- 2 青果部の個々の出荷者に対する前渡金等の年間支出累計額は、卸売業者ごとに、当該出荷者に係るその前年度の卸売金額の100分の30以内を基準とする。
- 3 前項の場合において、前渡金等の債権が売買仕切金の債務との相殺により消滅したときは、当該前渡金等に係る金額は、前2項の年間支出累計額から控除するものとする。

(前渡金等の決済期間の基準)

第43条 前渡金等の決済期間は、2月以内を基準とする。ただし、次に掲げる場合は、青果部にあっては9月以内、水産物部にあっては12月以内とすることができる。

- (1) 出荷後販売までの間に長期の貯蔵、保管を要するものに係る前渡金の場合
- (2) 保証金及び貸付金の場合

(前渡金等の留意事項)

第44条 卸売業者は、必要と認めるときは、前渡金に金利をつけるものとする。

- 2 卸売業者は、保証金及び貸付金の支出にあたっては、十分な担保を差し入れさせるとともに、支出したときから通常の金利をつけるものとする。
- 3 卸売業者は、前年度の出荷実績のない出荷者に対しては、特に必要があると認めるものについてのみ、第55条に定める卸売業者の年間支出累計額の範囲内において前渡金等を支出するものとする。この場合において、前渡金の対象となる生鮮食料品等の出荷前に、前渡金を支出するときは、十分な担保を差入れせるものとする。

(支出状況の報告)

第45条 卸売業者は、当該事業年度の前渡金等の支出の実績について、翌年度の4月末日までに、市長に提出しなければならない。

(出荷奨励金等の交付)

第46条 卸売業者は、取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し、出荷奨励金等を交付することができる。

2 前項の出荷者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生産者任意組合
- (2) 出荷団体
- (3) 出荷業者

3 第1項の出荷奨励金等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者が出荷の奨励その他の目的をもって、出荷者又はその組織する団体に対し交付する金銭（以下「交付金」という。）
- (2) 本来出荷者の負担すべき費用を卸売業者が出荷者に代わってする負担する金銭（以下「負担金」という。）

(出荷奨励金等の交付額及び交付率の基準)

第47条 出荷奨励金等の年間交付累計額の基準は、卸売業者ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 当該年度の卸売金額1,000分の8以内

水産物部 当該年度の受託物品の卸売金額の1,000分の4以内

2 交付金の交付率の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 青果部

ア 前条第2項の出荷者のうち、共同撰果、共同販売を行っている郡単位以上の組織をするものであって、規格、包装が統一された生鮮食料品等を継続的かつ計画的に大量に出荷するもの（Aランク） 卸売金額の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

種別	卸売金額	交付率
野菜	1億円以上	17／1,000以内
	5千万円以上	16／1,000以内
	2千万円以上	15／1,000以内
	2千万円未満	14／1,000以内
果実	1億円以上	10／1,000以内
	5千万円以上	9／1,000以内
	2千万円以上	8／1,000以内
	2千万円未満	7／1,000以内

イ 前条第2項の出荷者のうち、共同撰果、共同販売を行っている市町村単位以上、郡単

位未満の組織を有するものであつて、規格、包装が統一された生鮮食料品等を相当多量かつ計画的に出荷するもの（Bランク） 卸売金額の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

種別	卸売金額	交付率
野菜	5千万円以上	7／1千以内
	3千万円以上	6／1千以内
	3千万円未満	5／1千以内
果実		2／1千以内

ウ 前条第2項の出荷者のうち、ア及びイ以外のもの 出荷実績及び出荷物の規格が類似したア及びイに掲げる交付率を考慮し、交付率を定めるものとする。

エ アからウまでに掲げるもののほか、次に掲げる出荷奨励金（特別出荷奨励金）

(1) 全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対する出荷奨励金 当該年度の販売金額の1,000分の8以内

(2) 出荷者に対する災害見舞金、撰別場助成金その他の出荷奨励金であつて、青果の生産の奨励又は需要の増進を図るため必要と認めるもの 当該年度の卸売金額の1,000分の0.2以内

(2) 水産物部 卸売金額の1,000分の5以内

3 負担金の交付率の基準は、次に掲げるとおりとする。

水産物部 保管料、氷代、荷おろし作業量その他の負担金 当該年度の受託物品の卸売金額の1,000分の4以内

（交付状況の報告）

第48条 卸売業者は、当該事業年度の出荷奨励金の交付の実績について、翌年度の4月末日までに、市長に提出しなければならない。

（支払猶予の特約の届出）

第49条 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者その他の買受人と支払い猶予の特約を結んだときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した支払猶予特約（変更）届出書を市長に提出しなければならない。当該届出の内容を変更した場合も同様とする。

- (1) 届出者の名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (3) 特約の内容
- (4) 支払方法

（完納奨励金の交付）

第50条 卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し、完納奨励金を交付することができる。

2 前項の完納奨励金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 卸売業者が、売買取引について買受けの奨励及び販売代金の期限内の完納奨励の目的をもって、買受人又はその組織する団体に対し交付する交付金（以下「交付金」という。）
- (2) 本来買受人が負担すべき費用を買受人に代わってする負担金（以下「負担金」という。）

（完納奨励金の年間交付額及び交付率の基準）

第51条 完納奨励金の年間交付累計額の基準は、卸売業者ごとに、次に掲げるとおりとする。

青果部 当該年度の卸売金額の1,000分の10以内

水産物部 当該年度の卸売金額の1,000分の4以内

2 交付金の交付率の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 買受代金の完納奨励のための歩戻し金に相当する交付金

青果部 完納金額の1,000分の6以内

水産物部 支払期日8日 完納金額の1,000分の2.95以内

支払期日5日 完納金額の1,000分の3.10以内

(2) 買受人の買受代金支払に関する連帯保証等信用取引制度の維持確立のための交付金

青果部 完納金額の1,000分の3以内

(3) 代金決済制度の維持費及び事務経費に相当する交付金

青果部 完納金額の1,000分の1以内

水産物部 完納金額の1,000分の1以内

3 負担金の交付率の基準は、第1項の年間交付累計額以内とする。

（交付状況の報告）

第52条 卸売業者は、当該事業年度の完納奨励金の交付の実績について、翌年度の4月末日までに、市長に提出しなければならない。

（報告書等の提出）

第53条 卸売業者は、毎月末日現在における次の各号に掲げる報告書等を作成し、翌月の10日までに、市長に報告しなければならない。

(1) 産地別品目別月間売上高報告書

(2) 産地別日別月間売上高報告書

(3) 売上高日計表

（検査員による販売前の受託物品の確認）

第54条 卸売業者又は委託者から受託物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検査を行うよう委託を受けた者は、受託物品の受領の際異状を認めたときは、条例第31第1項の規定により、直ちに、その旨を検査員に申し出るものとする。

2 検査員は、前項の申し出があったときは、申出人から状況を聴くとともに、申出人の立会いの上、規則第37条第1項に定める事項を検査して、確認を行うものとする。

3 市場外で引渡しをする受託物品にあっては、前項の規定にかかわらず、規則第37条第2項に定める写真を検査する方法によるものとする。

- 4 検査員は、前2項の確認をしたときは、事故確認調書を作成し、卸売業者と連署の上その写しを申出人に交付するものとする。
- 5 規則第39条第3項の受託物品異状確認証は、その日の販売終了時刻後遅滞なく、交付するものとする。

(卸売業者による販売前の買付物品の確認)

第55条 前条各項の規定は、卸売業者が行う販売前の買付物品の確認について準用する。

(検査員による販売後の生鮮食料品等の確認)

第56条 条例第39条及び規則第45条の規定により、卸売代金の変更を求めようとする者は、直ちに、その旨を卸売業者及び検査員に申し出るものとする。

- 2 検査員は、前項の申し出があったときは、申出人及び卸売業者から状況を聴くとともに、申出人及び卸売業者の立会いの上、当該生鮮食料品等について規則第45条第1項に定める事項を検査して、確認を行うものとする。
- 3 当該生鮮食料品等を市場に搬入することが困難なときは、前項の規定にかかわらず、規則第37条第2項に定める写真を検査する方法その他異状の有無を客観的に確認できる方法によるものとする。
- 4 検査員は、第2項及び前項の確認をしたときは、事故確認調書を作成し、申出人及び卸売業者と連署の上その写しを卸売業者に交付するものとする。
- 5 第54条第5項の規定は、第2項及び第3項の確認について準用する。

(検査員による検査の日時等)

第57条 検査員による検査は、開場日の販売開始時刻から販売終了時刻までの間、卸売場で行うものとする。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の転貸等の許可)

第58条 使用者は、条例第40条第2項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
 - (2) 転貸の相手方の氏名又は名称及び住所
 - (3) 転貸の内容及びその理由
 - (4) 転貸の期間
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 転貸に係る責任の所在等を明らかにした書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類

(使用料の計算)

第59条 条例第43条第1項に規定する使用料のうち、一式月額による使用料について、使用面積が当該市場施設の全部に満たないときは、その使用料の金額は、当該市場施設の使用料に使用面積の割合を乗じて計算した金額とする。

第5章 監督

(卸売業者の財産に関する改善措置命令)

第60条 規則第58条第1項第2号の市長が必要と認める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 直近の事業年度の損益計算書における経常利益（損失）金額から減価償却費を控除した金額（以下「償却前利益」という。）が0を下回った場合

(仲卸業者の財産に関する改善措置命令)

第61条 規則第58条第2項第2号の市長が必要と認める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
- (2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
- (3) 直近の事業年度の損益計算書における償却前利益が0を下回った場合

第6章 代表者会議

(代表者会議の設置)

第62条 市場の業務の運営に関し必要な事項を協議し、連絡調整を行うため、宇都宮市中央卸売市場代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第63条 代表者会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 取引の活性化に関する事項
- (2) 秩序保持及び危機管理に関する事項
- (3) 情報交換に関する事項
- (4) 施設及び環境整備に関する事項
- (5) その他市場長が必要と認める事項

(組織)

第64条 代表者会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 青果部、水産物部の各卸売業者の代表者
- (2) 青果部、水産物部の各仲卸業者で組織する団体の代表者

- (3) 青果部、水産物部の各売買参加者で組織する団体の代表者
 - (4) 関連事業者で組織する団体の代表者
 - (5) 宇都宮市中央卸売市場長
- 2 会長は、宇都宮市中央卸売市場長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、第2項第1号に掲げる委員のうちあらかじめ会長が指名したもののが会長の職務を代理する。
- 5 代表者会議の議事は、出席委員の全員で決する。
- 6 会長は、代表者会議の議事のうち必要があると認める事項については、市場運営協議会に諮るものとする。
- 7 代表者会議において必要があると認めるときは、会長は、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、もしくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 8 会長は、前条各号に掲げる事項について市場内業者で検討するため、検討班を設置する。
- 9 検討班に属すべき委員は、第1項第1号から第4号までに定める各代表者以外の者及び宇都宮市中央卸売市場次長とし、会長が定める。
- 10 検討班の班長は、宇都宮市中央卸売市場次長をもって充てる。
- 11 代表者会議及び検討班の事務は、宇都宮市において処理する。
- 12 この要綱に定めるもののほか、代表者会議及び検討班の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第65条 削除

第7章 雜則

第1節 市場の秩序の保持

(市場の秩序の保持)

第66条 条例第53条第1項の市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 他人の物品をその者の許可なく搬出すること。
- (2) 暴力をふるい、又は強迫すること。
- (3) 他人の売買取引を妨害すること。
- (4) ごみ類を持込み投棄し、又は定められた時間及び場所以外に投棄すること。
- (5) 市場施設及び器物を損傷すること。
- (6) 許可なく、文書、図画その他の印刷物を配布し、又は募金その他これに類する行為をすること。
- (7) 許可なく、ポスター、看板、旗その他のこれらに類するものを掲示し、又は掲揚すること。
- (8) 許可なく、火気を取扱うこと。
- (9) 許可なく、危険物を持込み、又は使用すること。

- (10) 市場内で立小便等不衛生的な行為をすること。
- (11) 市場内で洗車をすること。
- (12) 台車その他の搬送車等を所定の場所以外に放置すること。
- (13) 次条に規定する交通規制に違反すること。
- (14) 宗教的活動を行うこと。
- (15) 所定の場所以外において飲食し、又は喫煙すること。
- (16) 動物を持ち込み、又は動物に給餌すること。
- (17) 正当な理由がないのに、市職員若しくは警備員の指示に従わず、又はこれらに対し反抗的な言動をとること。
- (18) その他前各号に類する行為又は法令、条例若しくは規則に違反する行為をすること。

(市場の交通規制)

第67条 市場内の自動車（普通自動車、大型自動車等をいう。以下同じ。）、及び特殊自動車（フォークリフト、ターレット式構内運搬自動車等をいう。以下同じ。）の運行若しくは使用には道路交通法その他関係法令を適用する。

- 2 市場内を通行する自動車は、次に掲げる事項に従わなければならない。
 - (1) 自動車を市場内で使用しようとする者は、その自動車について市長の登録を受け、市長の発行する登録証を自動車前面の見易い個所に掲示すること。
 - (2) 前号の登録を受けた自動車を市場内で使用しなくなった者は、市長に対し、遅滞なく、自動車使用廃止届を提出するとともに、当該登録証を返還すること。
 - (3) 台車等の運搬車両及び運搬車両と付随して使用されるパレット等の用具を使用する者は、その者の名称及び登録番号を車体及び用具の見易い個所に表示すること。
 - (4) 特殊自動車を使用する者は、その者の名称及び登録番号を車体の見易い個所に表示するとともに、取扱責任者の氏名を原動機上部又は車台の見易い個所に表示すること。
 - (5) 所定の場所以外に駐車しないこと。
 - (6) 自動車の制限速度は、時速20キロメートル（特殊自動車にあっては時速10キロメートル）以内とし、交差点においては必ず一時停止を行い、安全を確認すること。
 - (7) 駐車場を横縦断して通行しないこと。
 - (8) みだりに警笛をならさないこと。
 - (9) 不使用時の台車等は、指定された場所に錠をかけて保管し、特殊自動車はエンジンキーをはずし、所定の場所に保管すること。
 - (10) 特殊自動車の所有者は、常に点検整備を行うとともに、市職員から整備不良の指摘を受けたときは、直ちに整備すること。
 - (11) 特殊自動車を運転する者は、道路交通法に規定する特殊自動車運転免許を保有していること。この場合において、フォークリフトを運転する者については、労働安全衛生法に規定する資格等を所有していること。
 - (12) 自動車及び特殊自動車（以下「車両」という。）を運転する場合においては、道路交通法の規定により、当該車両が停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使

用し、又は当該車両等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視してはならない。

(13) 車両を運転する者は、常に法令を遵守し、安全運転を心がけなければならない。

(登録の代行)

第68条 前条第2項第1号の自動車の登録は、宇都宮市中央卸売市場協力会（以下「協力会」という。）に代行させることができる。この場合において、協力会は、車両等登録証交付台帳を備えるものとする。

(卸売場及び仲卸売場における秩序の保持)

第69条 卸売のための販売開始時刻から販売終了時刻までの間における卸売場及び仲卸売場への入場にあたっては、次に掲げる事項に従わなければならない。

(1) 卸売業者

ア 役員又は使用人は、各社で定める制服等を着用すること。

イ せり人は、せり人であることを識別できる記章、帽子等を着用すること。

(2) 仲卸業者

仲卸業者及び仲卸補助者は、仲卸業者章又は仲卸補助者章を着用すること。

(3) 売買参加者

売買参加者及び売買参加補助者は、売買参加者章又は売買参加補助者章を着用すること。

(4) 買出人

市長が認める場合を除き、卸売場に立ち入らないこと。

(違反に対する措置)

第70条 市長は、第68条から前条までの規定に違反した者に対し、警告し、是正を求め、又は市場への入場の停止を命じ、若しくは許可の取消しを行うことができる。

第2節 品質管理

(卸売業者が実施すべき品質管理)

第71条 卸売業者は、卸売業者の業務に係る施設及び取扱品目ごとに、品質管理の責任者を定め、卸売業者における品質管理責任者（変更）届出書を市長に届け出るとともに、品質管理の責任者名を卸売場の見やすい場所に掲示するものとする。届出の内容を変更したときも同様とする。

2 卸売業者は、品質管理の責任者の責務について次に掲げる事項を定め、前項の事項とともに市長に届け出るものとする。届出の内容を変更したときも同様とする。

(1) 卸売場

ア 荷受時の品質管理に関すること。

イ 温度管理機能を有する施設における温度の管理及び確認に関すること。

- ウ 温度管理機能を有しない施設における高温時の品質管理に関すること。
- エ 生鮮食料品等の滞留時間の管理に関すること。
- オ 生鮮食料品等の取扱いに関すること。
- カ 生鮮食料品等の検収に関すること。
- キ 施設の清潔及び衛生並びに施設内における喫煙及び飲食に関すること。
- ク その他品質管理の高度化に必要な事項

(2) 買荷保管積込所

- ア 高温時の品質管理に関すること。
- イ 生鮮食料品等の滞留時間の管理に関すること。
- ウ 生鮮食料品等の取扱いに関すること。
- エ 施設の清潔及び衛生並びに施設内における喫煙及び飲食に関すること。
- オ その他品質管理の高度化に必要な事項

(3) 冷蔵庫

- ア 温度の管理及び確認に関すること。
- イ 生鮮食料品等の保管時間の管理に関すること。
- ウ 生鮮食料品等の取扱いに関すること。
- エ 施設の清潔及び衛生に関する事。
- オ その他品質管理の高度化に必要な事項

(4) 倉庫

- ア 高温時の品質管理に関すること。
- イ 生鮮食料品等の保管時間の管理に関すること。
- ウ 生鮮食料品等の取扱いに関すること。
- エ 施設の清潔及び衛生に関する事。
- オ その他品質管理の高度化に必要な事項

(5) その他卸売業者が必要と認める施設については、前各号に準じて定めるものとする。

(買受人が実施すべき品質管理)

第72条 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理に努めなければならない。

- (1) 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、仲卸業者における品質管理責任者
(変更) 届出書を市長に届け出るとともに、仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。届出の内容を変更したときも同様とすること。
- (2) 生鮮食料品等の適正な品質管理を行うこと。
- (3) 低温倉庫及び冷蔵庫における生鮮食料品等の保管期間の短縮を図ること。
- (4) 生鮮食料品等の腐敗に結びつく部位、生鮮食料品等及び混入異物の除去を図ること。
- (5) 店舗等使用施設の清潔及び衛生の保持を図ること。
- (6) その他品質管理の徹底を図ること。

2 売買参加者その他の買受人（仲卸業者を除く。）は、次に掲げる事項を遵守し、品質管理に努めなければならない。

- (1) 買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。
- (2) 保冷車及び冷凍車の利用を図ること。
- (3) 生鮮食料品等ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。
- (4) その他品質管理の徹底を図ること。

第3節 研修

第72条の2 市長は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の使用人の見識の向上を図るため、これらの者に対し研修を行うことができる。

2 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その使用人が前項の研修に出席することができるよう配慮するものとする。

第4節 雜則

第73条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。